

令和元年度一般会計 補正予算（第1号）

令和元年余市町議会第2回臨時会において可決されました令和元年度一般会計補正予算（第1号）の概要をお知らせします。

■補正予算の概要

令和元年度一般会計補正予算（第1号）では、梅川霊園において発生した地すべりへの対策のため、調査設計業務委託料1,842万5千円を増額し、補正後の令和元年度予算は92億2,842万5千円となりました。

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114

ゴミや資源物の不適正排出が増えています

● 資源物の分け方・出し方のマナーを守りましょう！ ●

町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物、特にプラスチック製容器包装類が、回収されずに残されているケースが増えています。

特にこのような場合は資源物として回収されませんので、ご注意ください！

- ①プラスチック製容器包装類の中に生ゴミが混入している。
⇒生ゴミは燃やすゴミ（有料）で排出願います。
- ②プラスチック製容器包装類の中に、汚れたものや「プラ」マークがついていないものが混入している。
⇒汚れたものや「プラ」マークがついていないものは、燃やさないゴミ（有料）で排出願います。
- ③プラスチック製容器包装類を透明あるいは半透明の袋で排出していない。
⇒色付きの袋で出されると中が確認できませんので、必ず透明か半透明の袋で排出願います。

分別が不十分のため、不適正と判断されて残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られています。
自分の出した袋が残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回回収日に排出してください。

残された袋で地域の方が、大変迷惑しています！

排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。（町ホームページでもご覧になれます。）

- 資源物のステーションは、資源物の回収曜日が記された看板が設置されています。
- 看板のないゴミステーションでは、資源物を回収しませんのでご注意ください。

悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金）。今一度、適切な分別ができているかご確認ください。



町に連絡が必要！

（個人で解体した木造物置等のクリーンセンターへの搬入）

個人の木造の物置、車庫等をご自身で解体し、一般廃棄物としてクリーンセンターへ搬入する場合は、解体前に町に連絡が必要です。搬入できるのはあくまでも、自己解体するものであり、業者に依頼したものは産業廃棄物となるため対象外です。なお、受け入れ前に産業廃棄物との区別をするため、現地での作業状況等を確認させていただきますので、搬入する前に必ず環境対策課まで連絡願います。

クリーンセンターへの搬入は町内在住のご本人か、「余市町一般廃棄物収集運搬許可業者」でなければなりません。許可業者以外の方が搬入することは、廃棄物処理法違反になる場合がありますので充分注意が必要です。

問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118